

千葉市と株式会社小さな一歩との包括連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）及び株式会社小さな一歩（以下「乙」という。）は、相互の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の資源、ノウハウを有効に活用した連携、協働による活動を推進し、もって個性と魅力あふれる未来へとつなぐまちづくり、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）子ども及びひとり親家庭の支援に関すること。
 - （2）就業相談及び就業支援に関すること。
 - （3）ICTを活用した事業の推進に関すること。
 - （4）その他、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（情報交換）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく相互の連携を円滑に推進するため、情報交換に努めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2月前までに両者のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年8月13日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市

千葉市長 熊谷俊人

乙 東京都港区赤坂一丁目8番1号
株式会社小さな一歩

代表取締役 伊澤文平